



經嗣公記
資益王記

在盛卿記

近藤氏藏書			
一	二三九	八	和書門
冊	號	函	類

伊地知文庫
文庫20
375



文庫20
375



大學一代強國日記標目

大嘗會記

記者不知

應永廿二

○原標經嗣公記恐非是仍今意故外題

書

原中太令記
又經嗣多記了了了了

乃常令記

經嗣公記

丁代七十九

應永廿二年

十月十日

全

伊地知氏書冊

伊地知氏書冊

それ我朝ハ神玉ナリ神明アト云々神ノ小由一ニ恒例

時の中礼少記イヨコト云々云々云々云々云々

云々云々云々云々云々云々云々云々云々

聖之文武の形をおこし礼儀のまつり正を奉り云々

云々云々云々云々云々云々云々云々云々

又車ハ軌^キを^キお^キり^キ書ハ文をたれ^キ云々

聖道武運もい^キ長久^キ云々四方の志^キ云々

云々云々云々云々云々云々云々云々云々

秋^キ云々云々云々云々云々云々云々云々

云々云々云々云々云々云々云々云々云々

とおむしをの法の流初すもむまやをきて命をけしふ
るすうとすみやうなりしまよふのと終よのこすれくも
のるまや

俗紀
之巻

柳大常会二代一教の大祓りなりこれを大祀と云ふ
四月二日悠紀之巻の玉那をうらひ振披し友以を
けしむるまよふまよひの玉悠紀い法も近江之巻と丹波傳中
かまひしなりい夜に色江のやまの海傳中の下及
のこなりし四月十日日なりの大祓あり八月荒月あり足河の
まよひをけするの無史祓祓友以をけをとりおこなふ
又大内の傳卷門のとあり八十二丈をけして心腹を友方の

祓場下をともいすの祓りともたこなるなり
悠紀
之巻の振披の法といをうらひまよひの玉りともをけす
大常
会にけりて祭りその教をとりてありありありあり
ハ志るまよふおまをて十月十日大常会のお河原の祓
ありしとてかおてり時をくらん装束可お後の祓り
まよふまよふまよふまよふまよふまよふまよふまよふ
けしむるまよふ

應永廿二年十月廿七日あさりの祓禊のいぬま土所川原より
書殿に記すなり
同日ハまつりまを内大臣及由りありあり
出流に志志こりなり永法も二条取振改禊よりあり

まづりゆまきと庶苑改取一より中法沙汰あり一と志世人
も佳例よりあしとまや内大臣及古奉行の所依をあらせ

こうちの大納言^{宗嗣}及もたあし一依^{俊泰}をい^{宗成}ら内大臣

及押^{兼良}の^{兼良}大納言^{兼良}及新大納言^{兼良}よりまけの中納言古奉行^{兼良}一

中納言^{兼良}山科守^{兼良}お園守^{兼良}お決^{兼良}乃^{兼良}三^{兼良}右隆豊相^{兼良}良定御相^{兼良}

資雅相^{兼良}良定親相^{兼良}良家継相^{兼良}良右^{兼良}推秀相^{兼良}良兼^{兼良}華相^{兼良}良

隆^{兼良}友^{兼良}友^{兼良}府^{兼良}二^{兼良}経^{兼良}良^{兼良}友^{兼良}人^{兼良}孝^{兼良}良^{兼良}友^{兼良}太^{兼良}太^{兼良}府^{兼良}二^{兼良}依^{兼良}量^{兼良}光

未^{兼良}と^{兼良}り^{兼良}き^{兼良}こ^{兼良}一^{兼良}一^{兼良}の外^{兼良}外^{兼良}少^{兼良}御^{兼良}三^{兼良}職^{兼良}子^{兼良}也^{兼良}と^{兼良}志^{兼良}了^{兼良}と^{兼良}未^{兼良}お^{兼良}よ
ま^{兼良}り^{兼良}

廿九^{兼良}天^{兼良}皇^{兼良}古^{兼良}人^{兼良}より晴^{兼良}て小^{兼良}皇^{兼良}の^{兼良}親^{兼良}の^{兼良}とも^{兼良}なり^{兼良}と^{兼良}未^{兼良}の^{兼良}西^{兼良}親^{兼良}
以^{兼良}孝^{兼良}こ^{兼良}し^{兼良}け^{兼良}人^{兼良}い^{兼良}り^{兼良}より^{兼良}昔^{兼良}親^{兼良}取^{兼良}大^{兼良}年^{兼良}時^{兼良}房^{兼良}親^{兼良}良^{兼良}も^{兼良}よ^{兼良}と^{兼良}一^{兼良}

め^{兼良}く^{兼良}其^{兼良}年^{兼良}の^{兼良}時^{兼良}は^{兼良}より^{兼良}二^{兼良}園^{兼良}日^{兼良}友^{兼良}庭^{兼良}二^{兼良}ま^{兼良}り^{兼良}ゆ^{兼良}く^{兼良}其^{兼良}の^{兼良}ち^{兼良}也^{兼良}と^{兼良}内^{兼良}
大臣^{兼良}取^{兼良}所^{兼良}ま^{兼良}り^{兼良}あり^{兼良}ま^{兼良}の^{兼良}節^{兼良}下^{兼良}大^{兼良}大臣^{兼良}東^{兼良}廊^{兼良}の^{兼良}座^{兼良}は^{兼良}は^{兼良}あ^{兼良}り^{兼良}と^{兼良}治^{兼良}牙

以^{兼良}神^{兼良}とも^{兼良}を^{兼良}下^{兼良}知^{兼良}せ^{兼良}る^{兼良}次^{兼良}友^{兼良}以下^{兼良}之^{兼良}典^{兼良}以上^{兼良}あり^{兼良}と^{兼良}帶^{兼良}釵^{兼良}に^{兼良}り^{兼良}

より^{兼良}以^{兼良}年^{兼良}定^{兼良}下^{兼良}と^{兼良}さ^{兼良}る^{兼良}の外^{兼良}大臣^{兼良}節^{兼良}旗^{兼良}の下^{兼良}小^{兼良}法^{兼良}は^{兼良}あ^{兼良}り^{兼良}と^{兼良}其^{兼良}納^{兼良}言^{兼良}

此^{兼良}改^{兼良}相^{兼良}良^{兼良}各^{兼良}座^{兼良}以^{兼良}定^{兼良}也^{兼良}権^{兼良}大^{兼良}外^{兼良}記^{兼良}師^{兼良}殿^{兼良}お^{兼良}外^{兼良}記^{兼良}法^{兼良}原^{兼良}親^{兼良}権^{兼良}机

あ^{兼良}り^{兼良}座^{兼良}より^{兼良}法^{兼良}く^{兼良}儀^{兼良}式^{兼良}な^{兼良}り^{兼良}と^{兼良}さ^{兼良}る^{兼良}め^{兼良}られ^{兼良}い^{兼良}の^{兼良}も^{兼良}あり^{兼良}と^{兼良}其^{兼良}座^{兼良}人

其^{兼良}れ^{兼良}も^{兼良}一^{兼良}つ^{兼良}の外^{兼良}外^{兼良}あり^{兼良}と^{兼良}其^{兼良}れ^{兼良}こ^{兼良}の^{兼良}一^{兼良}一^{兼良}と^{兼良}又^{兼良}お^{兼良}お^{兼良}し^{兼良}儀^{兼良}を^{兼良}志^{兼良}し^{兼良}あり^{兼良}と^{兼良}

之^{兼良}の^{兼良}後^{兼良}座^{兼良}の^{兼良}南^{兼良}外^{兼良}座^{兼良}の^{兼良}出^{兼良}御^{兼良}内^{兼良}大臣^{兼良}取^{兼良}所^{兼良}は^{兼良}座^{兼良}を^{兼良}かけ^{兼良}ゆ^{兼良}り^{兼良}

内侍又御筆をとりて右左と列互用可し西の百と云ふ事
可し一はれはるし人きと云ふ事中央に百と云ふ事曆意も
この人きと云ふ事也陰陽以泰家相伝ありの事の上の
ことふきと云ふ事兄文をよみ商^音ありとの事なりとも
園司すものなりふし所記すの例なりとの事ありて
を本陣をむくこと正殿の下の壇下と列立た右左大納
右左の西東にまゝにた^るる風聲をよみ諸司並に
八^と人^とをまゝにた^るること一はれはるし人きと云ふ事
まゝの山麓をまゝに所記をとりて所記のうちと云ふ事
の事内大臣取所記をとりて入の中と云ふ事内大臣のやく

てあれとも云ふ事一はれはるし人きと云ふ事
あれはるし人きと云ふ事一はれはるし人きと云ふ事
いせ人れとも云ふ事一はれはるし人きと云ふ事
うとも云ふ事一はれはるし人きと云ふ事
巻の巻をとりて所記をとりて大納取所のけいし一はれはるし人きと云ふ事
所記をとりて所記をとりて大納取所のけいし一はれはるし人きと云ふ事
大納取所のけいし一はれはるし人きと云ふ事
をとりて所記をとりて大納取所のけいし一はれはるし人きと云ふ事
後と云ふ事一はれはるし人きと云ふ事
之様政園白詰と云ふ事一はれはるし人きと云ふ事



そのまゝの陣と列を（不）
手と所を及たた内覧を供養し
此法をまつとせよとお同く
子供等の事多しなる事い
に、この外より出陣身出
はいつまで都芳のい
七つと二条大詔の小
永徳のい
に院の所^車

寛元元年の事さし
は、このやけり
か、
を、
の陣と供養
其、
別を、
お、
ま、
ん、

右の毒長所は片き色等のいをもる所何尺ま也会人へ
とわ^んかふくはるの古たははく布衣情十人丈はあ方
何う下鶴の隨身六仙るのりふたたはあひわうてあむ
所るのうきまわくふあしくなも尺余金銀を此いあて
せよおを強ひて同よりやくはななり御志屋うくハ
所そくといはゆのよしかたお志むまうは帯貞袋ふは
く供奉の上はふたふたふたふたは所更給むは地
きあふめいふなりはゆのふらんちむさくふらんて
もんゑあふいもめつふふはく一尺也これふやくと大長は
時もちおらそきいありて同わをまい程を流るとは

6
ふけり寛元二年明ち振政歴初二のちいふうけ院の
園はもとふくし所獲の以孝子此はしとちあはれは
いつきも廿二三の振政園白なり大うあやうをまひ
いさあじいまさうなり水法のは麻菟院をた大のた
ま本陣に供奉をさせたまひしるハ中に程をさる
また大に兵杖を所供奉のるはれはもれあやう
寛弘の候ありなり一はれはさうさうさうは馬
副は所いをところめをさうさうさうさうは馬
めれはさうさうさうさうの志きおはれは麻菟院
は副をさうさうさうさうの由れいさうさうさう

きりちりこれ法もいづきの例にてありとも尺一竹と云ふお
同つらなきもいおすはつ種の新書と多とをかき馬副
にあたるなりして出撰の新書とめをぬるいむす
きりにせんれいなきもわかきありあつ職掌にありてそのあつて
こそ家いのおおしかさるるて付きこれいづしと必
くさんありしともおほいづきをこれとて名珠といふ
浪西屋袋なども下稿の所隨身にもをぬれともいふ
おほいづら多し先係ありとも取理もよくもぬるいあ
いぬるもよふも古風のおおなりともあふもおほいづ
にあつていづ海新法の度はきこの屋いことおらなる

身あつてもいづ人をおほいづ付きこの分節下の大長布前後
の長友等の新法をこれいづきのいづなりといまきとをき
及びそのなりありおし小法の大細を取の所新法をこれいづえぬ
いづらまゝ新法といづいづのいづめをいづし副二人うちを
まゝいづらつら新法をいづらなりとていづら二人所りの
いづらにいづらつら副二人名珠といづいづらなりといづら
染布をいづらきぬ小法をいづらなるのいづらにあらむいづら
えんおほいづらきぬのいづらきぬなり大竹の所時なりいづら
報急といづらきぬのいづらいづらなりいづらなるいづらなるいづら
いづらなるいづらなるいづらなるいづらなるいづらなるいづらなる

市子よりありしれし所了るるをまゝしめりていれりし
しし尺くさくさし流白れまのれまよさん言いありて所録の帳
より孝をまらち孝路の大まを南二条東一京極を南
三年を東一河原のれまよいりし列の志さるくのと

前陣

東市司△

依和守繁村

西市司△

依和守成忠友

左京職△

廣原康興△

進藤宗泰弘

右京職△

亮原孝興

進藤宗貞友

神祇友△

権大副大中臣宣重

次男司水友△

中務丞橋貞久

源正基△

忠右衛門廣氏

太政友△

8

下字

下字

右女史高橋宗威

右女史安住盛時

傳人司

正中原英隆

次司司典

中務録院藤玉秋

同次友

式部中補藤原為清

左中門府

總代信茂藤原為盛

檢休藤原經具

依藤原俊玉

尉中原章茂

使五位

藤原定長

平滿實

平祐氏

志坂上明健

次司司典友

式部正地量弘

左中門府

檢源村氏

檢休藤原宗豐

次司司典

式部録川原遠

同長友

控中代言及至者先

陰陽寮

外允安儀有重

大允安儀有法

兵庫寮

以安儀定長

少代言及至者改

控大外代中系野

此外代清原親種也代在
大代後

節下

漏到博士賀茂立久

右大代滿教

信醫和掌丹成

中務省

内舍人及至者近

信代

陰陽助及至者定探

右馬寮

允及至者貞玉

右馬寮

以下部兼寫

控信醫丹收季長

刑、控、女、輔、丹、收、光、直

内北局

内北安侯盛久

大刀櫃

内北平推有

乙巳

授大内之教原实永

源義嗣

授中内之教原尚款

授内之教原富

右近米府

教原忠定

教原宗氏

教原公就

大内教原公俊

教原雅法

授内教原隆兴

中内教原尹賢

源望雅

右近米府

大内源通定

中内教原教豐

中内源光清

教原教高

所製

出卷

後陣

八飛人

右中兵五原友光

勘野由次友平知俊

右之右監攝治盛

右系泥骨

中務五原持伴

源重仲

所兼陸從

非雜色

源康教

出納

安住就成

中系藏貞

右兵部尉

後系永友

次守司長友

冬源右近中尉友實秀

同次友

兵部五宗同次友

同次友

兵部檢少補友平次長

同之典

民部孫和宗助法

圓重寮△

久友井水治

内膳司△

屬友井重徳

車膳高橋清信

色水司△

佐大江有茂

次弟司お友△

氏部五能助之

右京門府△

緒代治平知範

依原師伸△

権依友系宣光

尉坂上明雄 使△

源氏兼

平久胤△

源持友系

次弟司お典△

兵部録安候久任

関白友

局務大外記御殿朝臣の志し申上候、所し侍りたり
院のゆききき二条東の洞院前於此し古所四層より
らる友上人の権進物所の屋しいり、ちて又友上人れい
のし、内大臣友家領右京大夫入殿小御前をつけて造り

をさや色しるるもあれはと小主人たりかな所孝供養の事及友人
束帯衣冠をいしる所随分ものつけ初め少く小面所後の
友人等の以振を以孝にもとせぬ程の尺にまでありける
かむさしーの所車にてまの所方小内車ありこれ先例まれ
あるもやき土長車よりめい衣冠を祭命せしる
以孝供養の人出さしきの事念をさしる時院司の友支控右
女系盛光國傳急をいしる階下の座に依り所乗を
ささでぬ小面さしきの南面をかきむけさるこれいふ
かたさる所しるる事あるを御所の所時を依りお尋ねられ
とこれいひよて所は古なり園日とさるる(さし)とされり

とらやけはさしき御所のまきさくえんまつねとされり
後よりけりかむさしー少人を一をさしるし付持るこの散状
も手紙大弟一終執持志しとむさしーとさるるさしー
所者侍りあり

御校敷 御孝

公口

友土氏 廣橋大内之

三条中内之 中内(前)中内之

若田守政 室捕頭氏

豊光

友上人

公孫朝臣 教有朝臣

公孫朝臣

義隆朝臣

知無却片

以充

右定

隆富

下北面

為家團

源康久

右系久團

所隨身

將曹△△

隆盛相片

成豐光

以豐

房長

右系派卷

右系定衡

源康久

副教相片

宗豐

元長

撫以盛

源康定

右系行平

季俊相片

雅豐

永定

源康卷

源康長

秦久方△秦兼勝

府生△△

秦久武 下北陸助音

出長△△

秦延有

近出△△

倫

秦久重 秦久清

官人△△

秦延秋

章卿

反用△△

あつた法以後の事として決して所被あり神祇左大臣を以て
与つる節抄の命婦より法にてまゝに其式法祿の事として
治下五位の苑人同白子内大臣取の所被り物を去り御座りて
あつた事と被りて有りし事と其例と多しと此決して大臣
を以て去り給ふ事とありし事と其例と多しと此決して大臣
旧式と被りし事と其例と多しと此決して大臣
あつた事と被りて有りし事と其例と多しと此決して大臣
内大臣取の事として決して所被あり神祇左大臣を以て
与つる節抄の命婦より法にてまゝに其式法祿の事として
治下五位の苑人同白子内大臣取の所被り物を去り御座りて
あつた事と被りて有りし事と其例と多しと此決して大臣
を以て去り給ふ事とありし事と其例と多しと此決して大臣
旧式と被りし事と其例と多しと此決して大臣
あつた事と被りて有りし事と其例と多しと此決して大臣

17
18

其例と多しと此決して大臣
あつた事と被りて有りし事と其例と多しと此決して大臣
旧式と被りし事と其例と多しと此決して大臣
あつた事と被りて有りし事と其例と多しと此決して大臣
内大臣取の事として決して所被あり神祇左大臣を以て
与つる節抄の命婦より法にてまゝに其式法祿の事として
治下五位の苑人同白子内大臣取の所被り物を去り御座りて
あつた事と被りて有りし事と其例と多しと此決して大臣
を以て去り給ふ事とありし事と其例と多しと此決して大臣
旧式と被りし事と其例と多しと此決して大臣
あつた事と被りて有りし事と其例と多しと此決して大臣

17

500

ふせにやうて内太長取内万りみそいす一すは敬重に拓々
とそいけりしあいの園白丸志もしく漸張の概とやう
里う者て又乗車にて右麻一衆会せうこれよりさ
よの所ありて其後やう又出所土所の取一還所有り園白
内裾に催さるれ事公に以て系供けいぬ転をあらま
そ志うとくさるるあれとも永住の夜しか扱てみり
やうふの大後雨風のさうとすけおこふため神威
下りに志れ電通のいしと何とされててとさう
これ内太長取すさよと下友万人の是後とさう
あ

水邊
の
は
な

十有九の院の由所一由方遠の初幸者てのヨ十部大常会
神鑑の所習れあり園白まつてやさうさうさう神威
初る年毎光初光ありと程こ一と来女八人云々あり
まり内このよりあり神威ありいぬ神のさうと所食薦
せしをさうけらるる色上上色所を衣よりすの座を出所
有て陰膳後取の来女をいす後をいす神膳の座を
説くいさこのかきとさうとす此いす一と又和の例を
もあぬる一とありおほせ定らるる永和園白権あり神
殿ふすつてきき神法に又知之の候ありさう一とありてか扱
おもかひありぬとよ又和志とさうはれなれ中に

及在太く、これ、去るの太く、去る日、又、正度、厩、有、な、し、と、
紫、裏、化、洞、を、成、し、の、所、昭、孔、有、け、と、あ、ら、せ、れ、と、ま、ま、其、も、
今、い、ふ、ま、い、の、れ、と、い、つ、思、ひ、大、人、な、れ、い、う、て、お、ほ、し、
し、
ま、こ、し、

十、四、院、の、所、計、を、法、界、費、の、由、に、此、を、此、格、と、合、し、り、庭、殿、の、
東、面、二、百、二、十、所、算、を、これ、に、上、を、以、出、所、と、南、の、百、二、十、と、上、
お、お、し、
此、ら、い、さ、し、
南、西、中、つ

の、お、
尺、寸、り、ふ、か、り、い、つ、り、き、を、さ、し、て、を、出、の、尺、人、尺、寸、と、を、出、寸、尺、
の、後、を、し、
安、若、る、尺、の、心、を、お、お、し、
里、五、帝、系、急、に、跡、を、あ、ら、せ、れ、終、り、の、年、に、孝、保、相、に、
仰、り、し、
加、藤、工、管、佐、を、に、最、重、の、由、に、此、を、係、り、せ、れ、終、り、の、年、に、孝、保、相、に、
この、及、び、違、を、さ、や、お、し、
世、安、若、る、帝、系、急、に、跡、を、あ、ら、せ、れ、終、り、の、年、に、孝、保、相、に、
此、作、の、人、

本拍子 河原中納言

東拍子 後^續河原中納言

舞臺

笛 大吹出前中納言

508

新拍子 前中納言

和琴 大吹出前中納言

新拍子 河原中納言

舞臺 後河原中納言

舞臺 河原中納言

舞臺 前中納言

舞臺 大吹出前中納言

比巴 大吹出

舞臺 舞臺中納言

大吹出前中納言

舞臺 舞臺中納言

舞臺 舞臺中納言

十八日又書司工新孝女 舞臺 舞臺中納言
大當合の儀をおこなわれ
んよ女舞の 舞臺中納言
中納言の儀も永徳の例と
志すよいよいよい 舞臺中納言

公

内大臣殿 花山院大納言

舞臺中納言 舞臺中納言

大吹出 舞臺

山科中納言

舞臺中納言

舞臺中納言

舞臺中納言

舞臺中納言

公具府 衣束府 信具 章具 衣束府 定光
大出府 永益相片 職子時房相片 益光携以盛原重伴
着系能重 清房

十好、ル、ハ、可、以、口、ま、七、節、の、子、以、性、甚、の、試、有、西、麻、を
五、節、不、と、して、五、下、の、新、娘、ま、り、上、以、系、上、内、衣、反、即、中、納、言公雅
別、高、交、領、分、り、大、太、二、条、大、納、言、を、ま、ら、か、振、り持聖
五、下、此、條、の、る、い、を、代、た、り、し、ま、これ、永、徳、の、夜、夜、花、院
反、中、出、海、は、て、老、成、重、た、り、其、例、を、お、れ、た、此、條、内、衣、反
中、出、海、は、て、文、和、永、和、ま、た、二、下、ま、ら、さ、り、あり、し、
こ、出、り、て、い、と、め、さ、し、を、は、う、さ、し、ま、り、の、後、な、り、て、皆

曠、糸、を、を、ら、ま、り、な、り、は、振、り、反、衣、な、り、を、不、法
式、も、あ、り、扱、入、て、内、衣、反、と、脚、糸、あ、り、其、後、異、白、以、下、の
人、の、来、り、て、ま、り、反、上、の、種、ま、り、同、白、以、下、時、房、相、片、を、め、て
五、節、下、の、る、を、と、ま、り、る、し、ま、り、を、中、ま、り、ま、り、上、出、所
あり、出、直、衣、む、し、き、出、指、費、つ、ま、り、ま、り、ま、り、あ、り、ち、い、は、ま、り
ぬ、を、し、り、ま、り、相、下、の、衣、以、一、の、ま、り、あ、り、し、の、上、ま、り、出、後、指、費、を、と
め、さ、り、こ、や、う、の、上、は、一、同、白、内、衣、反、西、園、寺、大、納、言、持聖 花、山、院
大、納、言、衣、也 之、系、中、納、言、衣、也 紅、梅、の、形、の、衣、也 之、系、衣、也、衣、也 同、白
高、ら、相、り、種、の、衣、を、ち、や、さ、り、る、若、老、一、ぬ、ま、り、い、は、ん、の

赤衣をきりぬれしものも一きしきはけふもぬたらんちや
 多し一赤衣の及もそ永初に二条及極政も右同じて赤衣
 と若きしれりしものもけけの内大臣及右大臣の赤衣音打
 の赤指費 あをきくみ から織物の赤衣地 文 大桐原 文 赤の打
 の赤衣をきりぬれしものも一これ永久之年の五節は
 知宗院取回自より赤衣を若しゆいし例を同じしり
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 ちりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 ありきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤の壇上西廊をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤

赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 背をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤
 赤し一赤衣をきりぬれしものも一赤衣の赤も似あひて赤

扇柳子

尺也上の戸外おは出傭子をこころの上は夜あり閑合内在取
 打前スリカキく程こころのふと人れいすスくつと女房さふふりて
 尺物ありしうしよふふふのほちうししと幾むおんおほし
 侍と之献あり後人下橋よりこれをするむ三献詠詠鄂曲の人
 領之施なるをいふも五位職をさすもくしう形もさく三献り
 あつらひの持仲こいししとくつと御堂屋敷の候あり侍りし後人
 取いひをさけいふもさくぬく鄂曲の人又いふやうをいふも
 歌宗柳子重いしをさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 をまゆき下橋よりさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 う(先人私辨のさくもさくもさくもさくもさくもさくも五位

此の宮の殿上は閑碎けりしと前イの試りしと右今内在取
 まつりありさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 美なるさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 そつと閑白さくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 あふもさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 おしをさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 秋承神直衣にさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 の申取難者相直衣にさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 後人右中亦直衣後光束帯後小次郎直衣後直衣無直衣後直衣源直衣物直衣仲
 衣直衣冠直衣にさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 衣直衣冠直衣にさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも
 笑し直衣のさくもさくもさくもさくもさくもさくもさくも

於人の言、一人を補を職する人なるをせんれいの人を
うとれり者、一人むねなるをこゝろんす、
とらて南庭をてのり廊のじん、の戸をひて、
むろふの候、く、
のいふし、
志、
園内、
屏風、
西、
とらて、

512

けき、
ま、
て、
兼山、
お、
仙洞、
徳身、
上下、
い、
ま、

おもひのついでに板よりまゐるなりありらうつらん
とおもひやあつたうりなりお交をて大當会の叙位あり
仙洞をいふん、後、くけんも、は、く、下、小、新、常、た、ま、お、ま、い、
さ、ま、け、る、あ、一、ま、あ、ま、り、た、む、ぬ、ま、也、同、白、板、上、の、座、上、つ、ま、え
以上、座、前、の、座、上、つ、ま、え、兩、つ、ま、え、ま、ま、う、て、管、文、の、列、に、正、廳、の、し、ん
この、部、の、下、に、次、に、執、事、二、条、大、代、六、散、中、代、六、正、次、所、掌、九、中、院、
管、文、を、あ、り、て、各、座、法、同、白、同、座、よ、う、法、り、つ、ま、執、事、お、ま、い、
同、座、よ、う、つ、ま、ま、あ、ち、次、男、の、後、法、の、た、ま、し、この、叙、位、に、總、記、を、基
の、玉、可、なり、と、一、板、を、あ、ま、い、つ、ま、

た、下、よ、う、り、あ、り、て、い、ま、も、あ、ま、い、ま、い、の、部、の、下、に、大、當、会、
午、の、時、ま、ま、り、の、叙、位、の、後、を、て、同、白、ま、つ、直、座、上、退、出、せ、ら、る
て、ふ、も、板、上、割、破、あり、内、大、代、板、も、同、白、ま、ま、つ、せ、ぬ、に、す、つ、ら、
所、後、に、れ、よ、の、ま、あ、れ、も、承、和、永、徳、の、例、ま、ま、り、せ、り、ま、ま、や、ま、ま、
り、ま、ま、り、その、外、に、ま、ま、の、大、代、の、時、に、ま、ま、り、法、の、一、文、ま、ま、り、
水、鏡、の、後、有、畧、の、ま、い、も、あ、り、也、故、の、こ、ま、ま、り、ま、ま、ま、
標、山、を、い、ま、い、て、南、門、の、外、の、た、ま、ま、り、總、記、を、基、に、し、り、
年、名、光、初、光、玉、司、の、次、於、教、君、初、尾、隆、盛、初、尾、六、位、史、安
侯、盛、久、高、橋、範、藏、史、生、官、掌、祢、祇、官、より、板、非、遠、保、
佐、ま、ま、り、の、ま、い、板、の、補、有、ま、ま、り、て、ま、ま、り、ま、ま、り、ま、ま、り、
ま、ま、り、

おろしてなすのいふを又へきくまのつゝの外よりきくつゝ
つゝのうち一をき入る者も一をばりまうやえみひきつゝ南
の外よりつゝの標の山を徳能之巻の本文よりきき下り
まゐるし本文の勘者徳能大學印を直經に之巻文章博士
也政却にまふら山水の所屏風出かしのたひあまふま
ふ一勘者なり又出屏風のまふ風俗のまなをあり徳能別
をまふ大中系資却にこれと縁とを後師れたと於監光又
所屏風の巻紙紙本大徳書法流経書これをかいつゝも
の紙巻をまふとまふまふと標山出見おのまふ者なり
八重の楽車と南門の外北東のうにまふとて山後西園寺大徳

世衣を奉念せしむ外師のまふとて唐揚大徳之巻は
執持別高在宇板板上人の尹望却に雅法却に副教却に定親
却に宗經却に宗考雅量光也後園下山初七人といふ巻の
衣といふて踊りたり出隨身をいふとてこれに師者の下十人
中何七人皆いふこれに徳能孝の故まふこれに敬重なり
とていふは先師の徳能孝を奉念のまふとて此巻をこてれ
とていふもあまふ也夜よて廻立板の徳能孝なりまふに
徳能火の所燈を付たは後大不忘の人なりと巻上するは
冥心内なる板下とて皆まふて上は徳能の不忘をちや
板の上の戸の辺を冥心内なる板下とて不忘をまふ

いづれなるかれもその際あきまうてを代、青の六位は
とよゆかやを上天の羽衣とせられて山鳩ぬきおるるりよ
そのあつやく人出りのさきうこまり小志を工及をそのち
水湯のこともそ大座子のん、のこの水座を山社殿
をめさうこれ、徳政寮のよてまう志らき（きし）の水座を
里山志やうそくこ大座湯給永（永）即れまう又内院寮より
こてま川所情と下、のきぬを山かぢのゆ（ゆ）
よいき、ま（ま）やゆ、これ以大座子の山茶屋おりけほ、
を名の大座めのと或、お人山湯の人をもつとめ、う例も
あゆ大く、山茶屋産祥山院角まの故実天竺門一虎

大徳して承和の夜まらるのあうまいらさう、承和所讓位のとき
とつり大永孝に所院角の役をほまたりし、高代就臣所元
彼山院角こま所即位由山茶屋の山茶屋まま山院角
とよこりし、いま山院角つこまらるる、ま、なりぬるこれ
いさう志さいある、なれも、改めい、くまおは、
次山院角を供を、院院時房相臣役送五位孫人夜光
經書こ大座子の上まてこれを供を、次山院角所給を、
これより、山院角山院角をときて、隨身に、次山院角
りて、山院角、山院角、山院角、山院角、山院角、山院角、
山院角を、山院角、山院角、山院角、山院角、山院角、山院角、

（将）

又内侍もれを一つたふ審のりなり次り出所行て徳記の
 取一たりや中ふや後大親者ふんを安て宮内侍すに上
 より若しまの申長忌下所巫猿女をたふあかむ御たはに
 前記をる次御巻をたふあかむ御上御所をたれてまの
 をあやしく掃察出あかむあかむ御上御所をたれてまの
 昔の巻をさしあかむ御上御所をたれてまの
 此間白あかむ御上御所をたれてまの
 道のとて深泥を御上御所をたれてまの
 やらんはさふ大御官の北の宮内侍入て徳記の西の宮内
 せめ南御所ありや中御所白あかむ御上御所をたれてまの

をもちて西の宮内侍のまのま候を御上御所をたれてまの
 吟帳は法き又大忌とて帳まつきてのちまの玉柳を
 風を奏し詠ア古詞を奏するまの御上御所をたれてまの
 皆御代の風俗なり又つ法きハ乙女御上御所をたれてまの
 おし若くし徳記の御

まの御上御所をたれてまの御上御所をたれてまの
 御上御所をたれてまの御上御所をたれてまの

聖基所

御上御所をたれてまの御上御所をたれてまの
 御上御所をたれてまの御上御所をたれてまの

此の家の別名は中井御所の南西の角にありし
 其子細はきあきしつり此神領の領主しりて侵令し
 拍版より信州物をもちあひみけきたる程なりかりし
 此片尺也此より言及トア算六七ふりの竹杖をとりまひこれ
 祝を中又乗女あやまり阿房此の竹杖をもちてこし志めん
 ういぬたりまの出水のとあり陰候せんその来才志いの
 一ふりぬ多しなるけしあまのをもちてまるとり也あし
 神領のさしきに独柄といえんのうぬめの外はそくの尺を
 志ぬをかれ志ふすあ及もそ知色の時ハ橋政大里や
 ねかまりて伏せしうい中におよぶは成人の時きく

関丹のういしく神領のうち一合し其中戸の外はらうやら
 沈厩は信託の版よりて後置日廻立版うつる式ハる
 休幕は退世のいも何れもを代にお物あまりて程をさ
 り候也いあ版もあかるときうけぬるとれハ神領のあし
 の所作法をよりし中さんた女たり信託神領の領主て又
 廻立版工還所より出ぬとい候なりまめのさし夜明て後
 宅是の神領ふかるを以列はきよおちし多しけあし
 るりてしよこつしすもけりあり一冥名前はた片吹塔
 うつてささる沈厩のあ候もか版工有るもあ版の程を止
 3之此程をいひきくしきによりて冥名取承時後細長は作らばりて

宿禰の政元が家ち及自守の秘抄志名候若の次分りとも
いふふととけけのきとされ寛元不承のち梅汝文永後光明
宗孝梅汝曆宗後若陀刺幕院園日今の同日にうまて
六代に成ぬ宗既子四代當殿より中御法を礼ゆる事見履
アとのいふらりまお何より君もあも身さあまてつ代
の法ちひかりと海さくおあひあまをら続ゆ

ホ云り小倉の徳能の節会たりまの標の山を南門のうちへ
川の合して正殿の南階十丈を法也東御まこれとて高御殿の
たぬの法も壇に徳能之基の御帳を立て節会候事ありとて

そぢふ徳能の御事右中兵衛後光宗司史右橋本緒重を礼を
奉り去御帳のうしろた右に御所候をせりてその内御座を去り
軍志持しし内大臣及の宗社とすおと今後房より出御候て徳能
の御帳より御所御座内御帳をの女房を法也のこに内大臣及
と承り御まつ有て御帳に候一のふそ後同日より御所及
あいに御帳のこに御所方より御所付のふ以外壇下候ふ
さし御所御座の座出りうけとれも大畧に御座不候らるこれ
又見例これより法も不承候に御所門をへて列立候ふ
祭も通世御版不付て祭詞を奏を法也の系地し
まつ御所御座のうしろとて見おあ御所をいふ御所御座の候

いさく先例の多かりしをありと申し也。又次に詔に外年の
 座よりして後してふらふらして西條にありし由海法寺法尼
 ともおと今雨庭にふらふらして西條にありし由海法寺法尼
 東廊の尻子ふらふらして西條にありし由海法寺法尼
 とありて謝すおまうて昇殿及坐坐し其謝儀は法子の節と
 しかまつてたを相成の事を経ておと今雨庭にありし由海法寺法尼
 起りてたを奏す後たをまつておと今雨庭にありし由海法寺法尼
 とて毎うう及後を以て内年をありし由海法寺法尼
 法に内年とぬめと仰き此の外年奉列に及ぶ事をさし
 と列立おまうて内年奉列を仰き此に謝儀奉列及
 520

若座に候儀の事一はあり、又日東座に退出せし事
 子のふらふらして西條にありし由海法寺法尼
 ありし由海法寺法尼の御儀を候て次ふらふらして西條に
 鞆お内年おの事をさし、かきふらふらして西條に二献
 次風儀とふらふらして西條に人楽を奏せし事、
 月見三献の後換按の御儀を候て次ふらふらして西條に
 てふらふらして西條にありし由海法寺法尼の御儀を候て
 内大臣座に候て、おと今雨庭にありし由海法寺法尼
 出せし事、おと今雨庭にありし由海法寺法尼の御儀を候て
 或はちきり奉りて、或は同日に候て先例ありし由海法寺法尼の

永和例
 内年奉列の時

資教類片

資雅類片

隆盛類片

親家類片

教書類片

右

さうして七女急の内糸永は子原院法よるあし、この
殿内太后御法つとああ、心する可くはもたす、これまた念子
おほ一侍色はりあうか振、教書法す、有て法志、これあれは
ことさう散心、そのせき、あつた

北三の巴の口を基の節舎なり、その方にて、初も、是、徳純の
節舎の法大里、あつた、は、は、は、基方を奉ふ、おこ、

なり、さう、今、え、あ、つ、て、丹、々、れ、は、出、所、を、法、す、一、
つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、
の、後、つ、ね、の、上、所、今、い、ま、ま、い、節、し、た、ま、出、所、な、
親子の、徳純の、節舎、ま、て、ま、基、の、御、法、又、出、所、あり、内、侍、二、
親、重、を、も、ち、て、前、後、小、候、を、威、儀、の、女、房、二、奉、儀、、あ、ま、り、
同日、所、振、り、候、り、内、侍、ま、つ、鈕、重、を、西、の、法、よ、る、お、か、飛、人、式、の、信、
を、東、の、机、よ、お、く、た、太、を、陣、ひ、き、て、後、出、候、子、を、若、所、同日、
内、侍、殿、御、法、の、り、ろ、の、右、太、の、因、座、ふ、つ、身、中、小、候、儀、時、
よ、お、あ、り、これ、も、は、き、ま、法、以、地、取、を、登、り、西、に、法、よ、る、次、り、内、侍、
右、太、西、廊、の、瓦、子、法、よ、る、内、侍、西、櫃、子、の、ま、む、内、侍、謝、度、若、度、

次下外毎三以討度謝極おもて堂上の座下法く時の正に次
略の階級を供を内極南西の西階よりすしこれに来女も
法きてこれを供を次よりその所極次下長下の於勢を給
次下あつ物違お前中下下をも供を次より一人のち之卷の執
物内糸物の名をよして叶も子より人とお同を此より回舞可
舞人十人今て又て舞人おなりくあつたうふれもめつり
舞のあつたり此より二献の後風流の舞ゆきよあなり他右の
一をを發たまつ若き聲なりて音声のたをたの亦に能く聞けし
い一人の聲を所庭のあつたの聞えく物極の細き舞舞舞舞司
の舞人なりこれより此より物極の上より大物あつたなりといふ

ありとてまつられぬもむいふ供を此より内舞を給法なり
とて西階をのりて園白より法なりて若きなり園白所極のりり
めより堂上の水冠たよさる内在極あともこれに法なり
らる此よりさりのりより法なり内舞と所同義の子細も同じし
くともなりて若きなりたれ若き及若次下所かりの内舞
以下西階をくよりてあつてつり法なり此より下のかきを
内在極園白おなりて壇下よりなりて西の舞二此等の座より中
次下若田中おかきなりて園白のかきの右より法を山舞
おなりてかきを面て内在極の水冠の右より法を次より入所なり
といひ内在極及所極より中より内舞舞をとも極上人なり

志々々々後序に還所の條に右の如し

巳口節會

丁巳口△△

内大板板

右大板

新大板

旧院中板△

山神宇板

吉田宇板

周宇板

丁卯納之△△

長政知板

丁酉△△

板光

板光

丁卯納△

右△△

資教知板

丑賢知板

季保知板

宗進知板

右△△

有定

清善堂の正

年少の内大板を散状にせしむる志々々々。凡そ凡そ、
多うして後清善堂の所神楽板、是れと十豊楽院の九
費のうち、大板板の七、是れを豊楽院に奉
けり。又、是れ神楽を祀るに、也、板板にて、後序の登
廊を、その下、唯、せしめておこる、ま、こ、後序の中央、凡そ、大板
を立て、此、是れ、の、廊の、うち、東西二、行、と、面、と、板、

帖を志きて殿上の座と云へ上大座子の内座を出御あり出か
此一を撤せし語に又これにお別多し出さるる御座よりて
やうて入所ありしやあつ新張ありしをやくとらふよりかひて
よりさしあつてその用いも及ぶ文意正業ありしを御あり
水張の條にけりしをあたつ新装束のまうけ柳下れいさる
先例より多しと云ふもありし語に園の東大座より内座殿
西の座より此の座よりて左大座以下右の座より本末
の座より此の座より 未詳 おあつし殿上人よこ志子の座より此の座
此の座より此の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より此の座より
園白のおよも 未詳 御座より此の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
此の座より

殿上人より此の座より園白の座より此の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
常の座より此の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
内座殿教豊朝臣内座殿小寺めまら先五位殿上人瓶子より
西東の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
支方常人より 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
中されん事しん 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
これ條時の故実より園白の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
御座より内座殿出退出あり 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
より 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より
申納て所知女を 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より 未詳 殿上人よこ志子の座より

次子可多をくくふふ女い、関白退止せらる。未だ此空も在
 てものおきみりり哥の声もさやけしあり。而して次子薦推す
 未だ子早早星之若相合よの弱もして其後所推あり
 只よ、あふる智破見まうら急足人の山津子、仲路海
 万葉系五帝系急なり。韓神のち公に勳益あり。本方後法
 前帝れ末方大炊出つ前帝れ出れ。これと参議元每方よさむ
 さくまの例に五帝系急のあつ、この縁をゆふ先例に内務
 寮のあふく半碓下教ををえて多きあふともふふい、
 大樹もろあり。ちよひのまや候も侍も也。関白の縁取并也
 序よもろてまの内に在る。あちちら、この取并もろて果大樹に

直序

大うちよここをれも、れも多一候なり

正作人

本拍子 — 洞院中代子

本拍子 資教相片

付新 — 資良

比田大炊出つ前帝れ申す

竹竿の葉 — 前右之末始

和琴後法前帝れ

本拍子 洞院中代子

付新 後法前帝れ資良

竹竿の葉 前中代子

竹竿の葉 前右之末始

比田大炊出つ前帝れ申す

比田 右末片

竹竿の葉 保相片

和琴 後法前帝れ

このちよこ大右節命のちよこりてされも神宴の度まろて末帝

まは假せりこころむとそむて、^いをしくまひ修ねるも
のちに大いなる功をなすべしなり

北宮 年の日豊明の節會し徳紀之墓の山姥子每玉標山を
掘りて是よりくまの志やうくをなす所後の壇下に每石二枚を
志又て同日内太良殿の山姥とそむて壇上は孔雀の山姥をそむ
てのうちに同座をききて執柄の座とそむて徳紀之墓のこころを
まはりくく可まうくこれをまうけず人のまはり多し仁治の
きつここの山姥はくまのこころは友務の徳中とそむて徳紀の
山姥とそむて西園寺の徳中東宮の徳中とそむて徳紀のこころを

おこるり次より山姥とそむて同日山姥と假せり内太良殿
しく所庵はあり内太良殿の女房を所のこころは内太良殿の
東の山姥は次より内太良殿の山姥をまうて東の壇上はいつ内太良殿の
をそむて凡^元子ふつてちいさくそむて二番の山姥は次より徳紀の
ひきよのち山姥のこころは又若御同日内太良殿の山姥のこころは假せり
あまし中さゆり所後まで所蔵をめまう可し義人方調を不
沙汰のあつた辰巳の節會し又こころは所載を假せり山姥
あましちいさく山姥のこころは名をまうしちいさくそむて
いつまはり山姥のこころは内太良殿の山姥とそむて内太良殿の
内太良殿の山姥を假せり徳紀の山姥を假せり徳紀の山姥

東西の階の記がまゝに用ひ、小中階を記してこれをさぐる、
内無階者小侍、東の階下にいてあをさせる。唐の宮は、
あつて、隆徳の宮をさぐる。其の宮は、古回廊、
山の宮のあつた徳記を基に、いひ、内無階の屋は、
内無階上の瓦子は、開門圍ひを、
叙位の宣命を、
のまゝと、
唐の宮は、
山内侍を、
いひ、

520

43

新藤に候、
山内侍を、
おのり、
外無階、
若座、
を、
一、
新、
め、
一、
山

若志

ついでに人を不承の別當子^さつら^さ一きも也次子舞姫文
生つて前の子さりの産不流くふちの取上人と志しをそ六位
花人儿也をもつ女友おあしくあつたふふあつ又西流を
の礼舞ありの所り廊より取上人ともこちて万葉集をそ
也去こよひに花人正産の産のうちお好く袖をうそ
次子舞姫うつりつ次舞姫つお次舞姫の大和舞姫をそ
すりつ次舞姫命福前あつたの係法の子とす

午の節舎

△△△△△

内大臣西園大納言

御中納言

河原中納言△

一条中納言 吉田守邦

千種守邦

△△△△△

新季吉人

△△△△△

吉光

△△△△△

右△△△

隆吉和良

雅吉和良

雅吉

右△△△

隆吉和良

隆吉

ことしは先土所及び一還所なり節令をて内土を返所也
 所より所よりなり 夏衣袋錦紐をてて一丁紐人の紐を
 帯し申すむうと申すに内土還所のあつては節令の
 装束をあらはれに次は小志を申すなり一丁紐を装束
 として里内土還所の時より夏衣袋の志を申すなり
 さし申す例の関白の申すなり 内土を返所し申すなり
 永徳寺攝政の申すなり 永徳寺の申すなり 永徳寺の申すなり
 所かれましたるなり 永徳寺の申すなり 永徳寺の申すなり
 ありては申すなり

還所

△公以△△

内大臣殿

花山院大納言

攝政大納言

新大納言

右大臣殿

引当

小御前殿

△中納言△△

惟右卿殿

△△△△

新元

△右近衛府△△

雅法部

雅量

△右近衛府△△

教旨記に

△大東門府△△

章義

△職変△△

時房知臣 經身 源お仲 源重仲 香光

還所の在り就人右中兵衛亮志のしのらしの散状のまのりしのけ
情のなる内侍亦おなり還所ありて職変治初女友な侍守子
の丁中しこの大嘗会以後以職変就念右中兵衛亮志香光
の甲河治治初女友おなり侍守子の大儀一守の遺記
となりてけおこなされぬ如二詔宗廟の感念ありてし

528

有之鎮護のちりり考るも其内倉取山左切のしりしと眞盛をよ
通しゆふにお同一とさして之様の神畧をけしりしゆふ
ゆふと文和より承法までにけしりしゆふゆふとけしりしゆふ
うりしゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふ
敬重なりし子礼の室祚延也の嘉瑞符契をたまはるゆふ
かれたまはるゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふ
あひてすてふゆふの胡小治ゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふ
るゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふ
まづゆふ老の孝も中のきも也これゆふゆふゆふゆふゆふゆふ
ゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふゆふ

在盛卿記

甲子

全

長祿二年戊寅正月小

伊地知氏書冊

五日乙丑今日畠山殿亭御成御出御

身固之事任普廣院殿御例自今日停止

之由以勢州被仰出者其外多分如先代

可改直之由被仰出之々女中方御成

停止之也

六日依台卷結城勘解由左衛門尉奉御

作事日次註進之御作事始日今月十一

日時午未

十二日可被立大上様御殿御事始日今

月十九日時辰二月十三日時辰

同日正月十八日丁未依召卷御所以少將

局御占事被仰出則勘進之
同正月廿九日戊午結城勘解由左衛門
奉

王相方障与不障余事

一疊御庭耳石事不苦哉

一御庭御造早以後小石一兩ヶ可被改立

事雖修理無障歟

一可被植草花綠竹事無其障

一凡新造狹上被立大石等皆可被障之也

其外御事依繁多唯今不及覺悟漸被仰

下引勘旧記可申上也哉

同正月廿九日

刑部卿

一御方違時刻之事

経々雖有多説家傳之習以丑寅二刻為

昨今之境仍御方違事不口傳明寅一時

者不可為御方違之分然者子丑時分渡

御卯初刻還御尤可然候哉今時日出卯

二刻也以此分可有計御用歟

同正月廿九日

刑部卿

一延喜神名帳云

山志乃の國かとの、郡木嶋天照御也

すひの神址神ハ松尾平野よりも上は

今名帳載之

彼社靈木二本於此内一切一人と云哉

され候

後四月十六日

侍従三位兼右

一註進、本島社の杉まつき、御祈志也く

ありへき事

神位記をさつけ申さるへき人なり

奉幣御神樂を可被行ふ人なり

御釵神馬をけんせらるへき人なり

彼社社事本社に込納申され人なり

以下をその人の同御修理に申され人なり

らよろしく御いりて可被定款鳥居

て人なりやさうしん申されへき人なり

右註進如件

長祿二年閏正月日

侍従三位兼右

一水島社ゆゑいの可

此神を延喜天にも申又短命を請て長

命をさつて神にて人のいのちを多

くくろ神也

この命ある記あり

侍従三位兼右

此松上官太子自植之御也

又弘法大師入唐立願於此松神身現給

有印給旨云々

業平歌

水月臥く船もあまハぬ木の島下いり
水に延此来りぬらるらん

今日此本書写了

飯尾左衛門太夫事

石清水八幡宮 御参詣日

三月九日丁酉

十一日乙亥

十三日癸卯

二月十四日 刑部卿

廿四日壬午 今日出仕以千秋刑了立石

事御不審依於御所申一通勘進之

御庭立石事入根事不到三尺者雖為己

此方無其憚哉

二月廿四日 刑部卿

廿七日丁酉 飯尾左衛門太夫奉

水島社立柱上棟日

今月廿七日乙酉時午酉

三月廿一日己酉時辰己

廿三日辛亥時辰午

立柱次第先南次北次東次西 刑部卿

二月廿七日 刑部卿

今夕未御産所東方王相方一依御方遣

也 事御談合也一通註進之松田丹別申次

(時)

ひめ君様御さよ一御ありぬ日、今月九日、
九日、井のとの、
から、丸、又、し、人、御、日、三月三日、
時、り、り、

二月廿七日

刑部卿

廿九日、丁亥、今日、東山武衛出仕、与、甲斐

入道和睦

九日、丁酉、千秋奉

馬場殿普請始日、今月廿三日、時辰

廿七日、時卯、
馬場殿、决可被申日、四月九日、時卯、十三

日時辰

三月十五日

刑部卿

十六日、甲辰、今日、御所様、四十五日、夜御

方違之、伊勢守御所也

石清水八幡宮御冬詣日、飯尾下総守奉

今月十五日、癸卯、廿三日、辛亥、廿七日

乙卯

三月日

刑部卿

廿四日、癸丑、書遣端西堂方

雲澤軒

御成日次

四月十三日

5924

三月廿四日

刑部卿

廿七日、乙卯、今朝、御所様、八幡御冬詣御

身固有季冬、勤、淨衣、四方、輿、前行、殿上人

六人前 駈二人 布衣侍 御所様 香色御

狩衣

四月小

二日乙未 飯尾左衛門大夫奉

御判物可有御披露于管領様日

今日七月甲子

四月二日

四日辛酉 烏丸殿 一注進 姫君様 御らち

やう法りをーめの日

今日四月

五日 時 志まの とり

四月四日 刑 戸 乙 盛

可被釣始御蚊帳日

今日十月丁卯

十三日 時 午

十六日 時 巳

四月四日 刑 戸 乙

六日 南御小持佛堂物假屋立柱日

今日七月甲子 時 卯 午 未

御小持佛堂御唐付日

六月五日 時 辰

四月六日 刑 戸 乙

七日甲子 淡川 雜掌 伊香方 註進 之

御門出吉日

關東主君御征代之門出也

今日廿日 丁丑 時辰 吉方戌亥

廿六日 癸未 下吉 時卯辰 吉方東

四月七日 刑 丁卯

御出行日 伊勢守奉

今日廿六日 癸未 廿八日 乙酉

四月十九日 刑 丁卯

一御連枝小松谷殿 醜所隱岐國言御衣遷

之日次也 御俗名義制自科料之今

侍所京極於路次奉向之京極宿所為御

所京極於路次奉向之京極宿所為御

七日癸巳

小松谷殿九迂日次

今日十三日 巳亥 時卯申

十四日 庚子 時辰

五月七日 刑 丁卯

十六日 壬寅 依召冬 御所以結城勘解

由被仰下日御披葺此同北首御寢臥也

可相成南首事如何予申曰西北方事吉

之由見雜書南東首事者不可也此上猶

南首事於好思食者以事可有御覽吉凶

哉此分披露結城歸來日南首不宜者如

此同北首分不可被改之之上意也予珍

重歸宅

一任大臣大饗年

永保三正北廿六日

康和二庚申十七日壬午

永久三乙未廿八日丁卯

保元二丁丑八十九日戊子

永丁元庚辰八十一日丙辰

建久六乙卯十一日辛卯

正治元己未六廿二日壬午

建丁二壬申六廿九日甲辰

嘉祿三丁亥四十七日乙卯

嘉禎元己未十二日辛卯

寶元二甲辰六十三日壬午

仁治元庚子廿十日庚戌

仁治二辛丑四十七日乙亥

正嘉二戊午十一日丙午

弘長二壬戌廿六日癸未

文永四丁卯二十六日辛巳

文永六己巳十一日己巳

建治元乙亥十二日戊午

正應元戊子十一日

同四辛卯七廿九日甲子

永德元七廿三日丙午

永享四壬子七廿五日壬午

廿五日辛亥

御旗拜受日
進之
洪川殿雜掌自侍者註

今日廿七日癸丑宿申時卯

六月八日甲子時卯

五月廿五日
刑了以

六月十日

一日丁巳

可被立御小持仙堂破凡日次

今日三日己未時卯未

六月一日
刑了以

北六日壬申酉斜御所探御着陣御出

行也路次万里小路南中御門西一東河

院北一騎馬布衣十騎扈從公以殿上人

皆乘車也太刀帶一番伊勢兵庫友同下

總守右

西通共結城勘解由奉

御持佛堂御本尊近座日

今日十六日辛未時辰酉

廿七日壬午時卯未
刑了以

七月廿日

御西淨御用始日

八月十六日辛未

廿七日壬午

七月廿日

刑尸以

廿四日己酉未時地大震

廿五日庚戌申時御所株内大臣御拜

賀御行若驚耳目御身因有季參儀乞被

摸先代御例云還御以後大饗尊者近

衛殿也二条殿下今日太政大臣御拜任

北八日癸丑今朝公武拜賀在盛進御釵

大饗御祈也

伊勢守奉

公家御判始日

八月九日甲子時午

十日時午

七月廿八日

刑尸以

八月大

四日己未今日巳時大上棟御殿大事數

人立集洒水消滅也無事珍重午時琉球

使節御對面於南殿庭中三拜退出自今

日而除祭同白御撫物所單衣御服一領

千足下行之春阿申沙汰之右盛勤行之

一禁裏御祈天曹曹地府登三百足同今日関

白予冬長撫物鏡申生之弓

一入夜家君依召出仕以飯尾下總被仰下

曰公家株御刺形二書強紙被出者可致

指南也先御代永享四年八月七日飯尾

曾
行
指
之

肥前為申次祖父在方指南者御佳例之
 故被仰出之々家君二之中後御判形在
 以殊勝延命万福之點畫有御座候由申
 入之御治定之由被仰出之退出女中少
 将局御申次之

九日甲子今日公家所判始之公武冬拜
 皆進所釵山名入道上洛出仕
 十六日辛未今日巳刻所臺株十九歳
七ヶ月也

陸奥也

御着帶之所帶伊勢七郎持卷之所祝三
 献之後以左衛門督局陸奥妙之所撫物服
 被出之所身固勤仕有季同参面之所釵
 金進上之被下御益二重拜領御産所所

方等註進之之櫛所撫物申出退出早櫛

御撫物付三日被送下之

所
 さ人
 所吉
 八月十六日
 正三位
 正三位
 有季
 在盛

所
 其所相當所吉方所之事
 依無在所不註之

細川讚岐守同刑了の大ワカ

同かつさのり同下法けの

八月十六日
 有季
 在盛

一今日申時武家所直衣所出仕之

十七日壬申依召冬所所九月節以前所
蚊帳可相撤^撤日改之事以^以之^之阿被仰下
十九日廿一日申入之
十九日甲戌內典所祈日改聖護院所勤
仕^仕之^之

閏白 奉阿奉^奉

今日廿七日 結願九月二日

今日晴所歌所會之北日例日

九月大

北一日先所代非大宮少八事及日時在
所沙汰哉內之可申入依由結城男申候
河退出一通^通勤之

540

永享二年庚戌可被仰付所公事日

今日十二日壬子

十七日乙卯

九月十日 正三位在方

於^於仙洞上棟所禰所沙汰日

今日廿三日己未

廿二日庚申

十二月二日

同三年相國寺仙殿組物上日

二月三日戌戌時辰

正月廿四日

所筒丸所上帶新調日

今日廿一日丙辰時辰午

二月十七日

可被御付所作事日

五月廿二日

八月十八日

庭中杖披露日

今日十三日

十月一日

同四年所役人事可被仰生日

今日十七日

十一月一日

十月十四日

同五年癸丑常所南可被搆竹所六日

今日廿一日癸卯時卯巳

六月廿九日

同六年可被射引目日

今日廿二日

正月十八日

付勘解由左衛門下雖小事就所尋註進

如之可被附據哉

廿二日松梅院千句日次

初日今日廿七日壬子

滿散卅日

九月廿二日

刑了以

十月
四日 壬未

清上人下所
今日十六日
今日十七日
今日十八日
今日十九日
今日二十日
今日二十一日
今日二十二日
今日二十三日
今日二十四日
今日二十五日
今日二十六日
今日二十七日
今日二十八日
今日二十九日
今日三十日

今日十六日
今日十七日
今日十八日
今日十九日
今日二十日
今日二十一日
今日二十三日
今日二十四日
今日二十五日
今日二十六日
今日二十七日
今日二十八日
今日二十九日
今日三十日

刑了以

廿三日 於禁中所一献日 春阿奉之

十一月十四日 戊戌

十一月十五日 己亥

十一月廿三日

刑了以在盛

542

十一月大
一日 所山水一可程入始水日午秋奉之

今日十五日 己亥時辰

十九日 癸卯時未

十一月一日 刑了以

八日 结城勘解由左衛門尉奉
自御會下至觀音殿御廊下立柱日

今日十五日 己亥時辰午

土用以前年中日教不幾又御急事

之々其上御廊下事不似御殿御立

柱与旁以口中宿註進之可得御意

候哉

十二月八日 刑了以

十二月八日 刑了以

十二日 於禁中御一献日 春阿奉

十一月十二日 刑下

廿五日 己酉 木沢方註進之

御陣前日次

十二月二日 丙辰 時辰己午

五日 己未 時辰己

十一月廿五日 刑下 在盛

北ミヅウ以後花御所御作事日次之

廿七日 辛亥 今日花御所御造作事被仰

出管領細川殿侍所京極裏等普請始之

在家人屋今日申受取之

上御所御造作惣奉行事山名金吾入道

畠山匠作入道兩人任永享三年之例被

仰付之 吉日事 御所 被引渡事 可被仰出管

今日 領日次之 今月 廿七日 辛亥

十一月廿五日 正三位在貞

可被立御所雜事日時

来作始日時

今月 廿七日 辛亥 時辰己

十二月五日 己未 時辰己

可被立御木屋日時

十二月五日 己未 時辰己 若

十一月廿五日 正三位在貞

上御所明年申御造作立柱日次

上御所明年中御造作方日次第

正月廿八日壬子
 二月廿八日庚戌
 三月廿六日戊子
 四月廿二日甲寅
 五月廿三日乙丑
 六月廿二日甲戌
 七月廿六日戊寅

正三位有季
 刑下以右盛
 正三位右貞

御移徒日次

正月廿六日庚戌
 二月廿一日甲戌
 三月十八日庚寅
 七月十八日戊戌
 八月五日甲寅
 十一月廿六日甲辰
 十一月廿七日
 四月二日甲寅時亥子
 七月二日壬午時申亥
 十一月二日庚寅時戌亥
 十二月廿六日甲戌時亥子
 十一月廿七日

右貞

七月一日 戊子

廿二日 壬寅

八月十日 己未

十六日 乙丑

廿二日 辛未

十月十日 己未

十五日 甲子

廿二日 辛未

十一月二日 庚辰

廿二日 庚子

十二月二日 庚戌

十一月己未

上件日吹大樞令註令所非大儀小所造
作等之時可被省用欵但猶至臨期可被
尋下字

十一月廿七日

刑了以
正三位

廿九日癸丑卷所所上御鋪地四井二可
被埋填日并符術可調進由以結城勘解
由左衛門被仰出束朔日二日省可被填
之之符事致用意束朔可持卷後由申上
退出畢

廿日赤花所所於七間所願所作事奉行
等面、赤會所屋地之内住吉小社近座

日次一通勘進之結城入道渡之退出之

住吉社近座日

十二月一日乙卯時戌亥

五日己未時戌亥

十一月廿日 刑丁乙

今日山若との所普請始之

十二月大

一日乙卯

上所所池井可被埋事今日明日之

同時刻之事可註兼候又吉時：埋か

け、下りふ可有子細候哉委曲可兼

候恐、謹言

十二月一日

照平 政藤

刑丁乙殿、

可被埋所井吉時事今日朔己午二日

卯辰午時以吉時被填始土用以前填

早様被仰付者可然候昨日持卷之御

井札三枚被達申候哉可得御意候恐

、謹言

十二月一日

右盛

二日丙辰今日奉上所所於七間所願註

進之

上所所諸門柱立日次

明年正月十八日壬寅 時卯辰

十二月二日

正三位有季子
刑了以右盛

先度於殿中古井石可被立他用事
輯否預所尋依同堀井時以鏝土或塗竈
或他用治仕依事憚依以是為唯據不
可然之由今甲依於用捨者可有時後
依哉

十二月二日

刑了以右盛
正三位在貞

三日丁巳明年七月二日當火曜仍先規

註進之

結城勘解由左衛門方註進之

540

御移後日當火曜所例事

貞治四年乙巳二月十一日庚子火

曜

宝篋院殿棟三条坊門所所移後

之

應永十六年己丑十月廿六日乙丑

火曜

勝定院殿棟月所所移後之

十二月三日

刑了以右盛

永和四年戊午三月十日壬午水曜

鹿苑殿棟花亭所移徙之
永享三年辛亥十二月十一日壬卯
月曜

普廣院殿棟花亭所所移徙之
康正二年丙子七月廿日戊子土曜
當所代常所所移徙之
曰三年丁丑十二月十三日癸卯木

當所代新造所移徙之

以上以迄勘出之此分不能註進之
戊午
明年中所殿之立柱上棟日

正月廿六日庚戌 時辰申

二月廿一日甲戌 時辰申

三月八日庚寅 時辰申

七月十八日戊戌 時辰申

八月五日甲寅 時卯午

十一月二日庚辰 時辰申

廿六日甲辰 時卯午

刑丁以在盛
正三位在負

立柱於牙
西東南北

立柱於牙
東西北南

五日乙未

今日辰初刻上所所作事始之為

所見物所所棟渡所上之地一條西行室

町北行向到四足門辺自所豊也下所

向東所步行十余丈兼鋪設打板為所座

所則上所皮打板所作立南向所出立馬帽

兼以冠水置設打板南頭西及時刻所大

工位束帶回進寄冠木之南三拜下新三度

三々所被下所馬月毛退出次櫓皮大二

冬入三拜又被下所馬月毛次壁塗冬入

三拜日被下所馬月毛所相伴之製管領

細川島山山若想奉行島山匠作其時物一

色細川讚岐守京極等皆冬列西之方躰

居所作事方奉行人結城入道淨孝同子

政藤千杜刑了少浦勝季松田上野介信

朝小早川備後守照平武田下条兵庫助

政信宮駿河守教元於原伊賀守賢盛捲

川周防守親慶飯屋下総守為數同加賀

守之清松田丹後守兼真等各南之方伺

公家君予有季東之方躰居所供表北之

方各平伏所守始早還所如亦渡於所會

所公武被進所劔其内大各外棟者皆所

馬代進上之

已時計所木屋立柱之於七間所殿南垣

君

外二文余立之東西之間南北十五間之
東南西之三方構立垣代今日獨柱立計
之作事方奉行人家君予有季物奉行山
名入道宗峯富山左衛門代入道各重冬
上所所午時計惣奉行歸定作事奉行衆
并家君子等皆奉賀山名方進太刀金
旅行日於七間所願註進之所材木松取
奉行人諸國下向之日

今日五日己未 良東

八日壬戌 良東

十三日丁卯 良坤

十五日己巳 良坤

廿一日甲戌 良乾

廿一日乙亥 良乾

十二月五日 刑尸乙

八日壬戌

裁前國上使下向日 飯尾左衛門大夫

方註進之

今日八日壬戌

十三日丁卯

十二月八日 刑尸乙

今朝詰城勘解由左衛門飯尾下總門
加賀守為所材木下向江州

九日癸酉

家君從二位事今日宣下當氏近代無其例朝恩至忝者丁子孫孫可相忠勤

廿一日乙亥一色殿註進之今日此分重而註進結城勘解由方可被奉移所重代所小袖於東方日

今日廿三日丁丑 時未亥

今冬嚴寒江州湖水堅冰絕舟之通路六十年以來無此事之

廿三日

自所今奉所里上所成方相當候之同所方可然候以此者可有所披露候哉

十二月廿三日

正三位在盛
從二位在負

自播广守 畠山宿所上所事可為西方分候与之由在候两条得所意可預所披露候之

十二月廿三日

正三位在盛
從二位在負

今夕家君并左馬頭月道奉所所以結城勘解由左衛門所方違所吉方等註進物進貨之行向勢州許可致談合之

由被仰出仍向勢兵庫下条兵庫結城
勘解由左衛門等同道冬勢宿所条々
註進之

所方遣所吉方

佃川右馬頭

成方自二月十一日至五月

畠山播广守

卯方自七月一日至十月

所今冬所里

辰方自八月八日至十一月

十二月廿三日 辰方自八月八日至十一月

所移後之事自所方遣之在所渡所可
為亦後後所作事中王相出乘後時他
所可有所方遣之事先規候

十二月廿三日 辰三位

辰二位

廿六日庚辰今夕於所所泰山府君所祭
所所祭文所白太刀申出之以後以所
撫物被行所身固之祭之後進所叙退出
所代官上野民了大捕奉行飯尾左衛門
大夫之
廿九日癸未來月二日所誕生日所撫物
自今日被申生之申以印勢下総守

世日甲申今日日吉并祇園會等被行之
入夜還幸

右一冊者宮内以在富朝臣所持記錄彼
朝臣曾祖父在盛以自筆之仍此内少
令書寫訖在可為重宝者哉

右在盛御記文政三年六月廿九日借緡
紳家秘本書寫在禁他見

成島司直為

文明十一年

一年中四十五日一度所方違日之

正月六日

二月廿一日

四月八日

五月廿一日

七月十一日

八月廿七日

同九月十五日

十月廿日

十二月十七日

文明十一年

正月

在盛

御所所普請始并所筑地始所作始日

二月十三日庚子

時辰申

正月廿五日

後二位在盛

二月十三日庚子辰時普請始并筑地始

暨南以一簣立南界樺二三杵被仰奉行
 北城下野松厚布施走謁物奉行管領島
 山之前披露事由早面々歸宅予依管領
 伺伍之申時水作始之所方所所成予
 并有寅列立其後到新造之庭西方大名
 管領細川九郎山名一色赤松土人各自
 先刻伺唯所所棟所寢殿跡所停留南面
 先大工向冠木箭繩墨三度後下斧九度
 被下所馬次櫛皮大工次壁塗皆給所馬
 次還所各進所釘其後奉賀上所皆進
 上所釘依所風氣無所出座以奉賀三寶
 殿今日門跡所立柱之仍進所釘退出
 所所棟三々之内所筑地依假羨無所
 方遺來廿一日四十五日定日敷之日野
 第所方遺後廿二日可被築所築地云々
 一火事後礎石無為古物可被用事
 結城不審之予一通註進之
 文明十三年辛丑

二月小所方所所棟所築十七
 作醫天造

十五日座申今日室町所所作事惣
 色日記勘進之結城十郎奉
 室所所所造作雜事惣色目

今月廿一日丙寅 時卯辰 △

三月八日壬子

时卯

徑三位在通

二月十九日

折紙 結城十郎方一、込事之

三月八日 勘進申入候、可得所意候恐

、謹言 在通

二月十九日

結城下

55乙

十月十八日壬辰

室町所所筑地所造作始日時

今日廿八日壬寅 时卯

可被立所木屋口時

十月五日戊申 時辰

可被築始所築地日時

同日戊申 時未

可被立雜舍日時

十一月甲寅 時卯未

可被立假於釘貫日時

十三日丙辰 時卯

十月十八日 徑三位在通

所造作始日時

廿二日甲寅 時巳

一月十日

徑三位有盛
三位在方

所所棟東廿八所遊年

永享三年大將軍西

永享三年辛亥八月廿二日天晴今日室

所殿新造所所亦作始之奉行山谷金吾

富山匠作共外奉公人由左衛門尉

二番伊勢次郎左衛門尉

三番長駿河守於原伊賀入道

四番金山備中入道山本下総入道

奉公方惣奉行桃井入道殿已

九月三日擇申可被立所所雜事日時

立柱日

十月十三日甲辰時卯

立柱次第先西次東次南次北

上棟日

同日甲辰時巳

立二足門日

十一月三日甲子時卯

永享三年九月三日

十一月十九日庚辰時亥子

十二月十一日壬寅時

九月二十二日

從三位有盛
正三位在方

山名右衛門督入道富山修理太夫入
道西人北小路室所借註於宿勤之

十一月廿六日

折紙結城狀并

三位方可被遣所馬事

一足月毛

可被仰此旨依恐謹言

十一月廿六日

持藤判

伊勢殿

所器所

武將代、所在所事

等持院殿

貞和五年己丑三月十四日戊午計將

軍亭燒失鷹司東河院之作鳥者頭中

將宗稚朝居宿所之少、令造直多年

所座依之六月廿日庚辰將軍所所上

棟之造立之間座武藏守師直宿所給

554

室篁院殿

貞治四年乙巳二月十一日庚子武藏

今移新亭三条坊門南姉小路北下里

小路東、屬小路西以西為而

應安七年戊申二月五日丙午夜半計

(在口)

仙洞渡所于武家所進上亭件在所者
故宝篋院殿常所遊覽給之号花亭在
生之時粗被申置故之

麻茨院殿

永和三年丁巳二月十八日丙寅仙洞

并公直忠光等卿宿所其外上所靈社

炎上

日四年戊午二月十一日甲寅花亭上棟

之

三月十日壬午大樹新造事柳原号

所引物等管領用意之

康曆元年己未六月廿七日戊子武將

亭松原之寢殿立柱上棟之被模花山

院被造之四足可被立西向之自彼

所可被申大將慶之同被急之之

今日内裏以下所馬數十足被進之知

繁可奉行馬多給之之

應永口年丁丑四月十六日戊戌北山

亭立柱上棟之人多進馬於室町殿

同五年四月令移徒給北度山庄之儀

非式之移徒之礼

勝定院殿

同十六年己丑七月十八日戊子一条

坊門新造事立柱之人進所馬同七

月廿六日乙丑令移徙三条坊門所
給亥刻自北山殿所乘車騎馬之輦着
直無打尋直常輿六騎所所採令着白生絹絹
直無給三獻陪膳之輦改其時着白直
無之之管領治了大補義淳被經營所
祝茅

貞治四年宝篋院殿令移徙當所在所
給之

右何也又在富朝臣以所持古本令
書寫之者也

大永五年卯月廿五日

右杜盛卿記一卷一緡紳家所許借或云

當出于九条家官力按加茂系圖杜盛者大膳

大夫右貞子官力官漏刻博士大膳大夫後隆

從二位刑了以奧書所載右富者在盛曾

孫官曆文章博士從四位下其書盒室町

家所家人所抄故雖零星小品可觀當時

武家故事者頗多最可珍矣余疑大館伊

豫入通常與手於文政三年中秋前一日

成島司直識

文政三年九月廿八日字之
此書有子細禁他見无乙

君民

明治十七年六月三日華族往川昭武書藏之字

三級寫字生 山中政篤

高等掌訣 瀨川道通 校

規

拓三冊以與名帝系古書和曆字之十枚

明治十七年一月

名及重也

學
記

文明六年

正月 二月 三月

同十三年

正月 二月 三月 四月 五月
七月 八月 九月 十月

同十四年

正月 二月 三月 四月 五月
六月 七月 八月 九月 十月

同十五年

正月 二月 三月 四月 五月
六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

同十六年

正月 二月 三月 四月

正月一日方春初節可樂。晉書稱玄。早旦行水用
水修葺兩宮中宮不奉祈念。方遠拜令軒殿。是西宮。
上使出。不瓦崎城中。能禪軍。依通造也。次。中。後廣
田以下諸社祈念。後。一盃。後念珠後經。前。
二日早旦修葺祈念。以下。前。
三日早旦修葺祈念。以下。前。
四日早旦修葺祈念。以後。系鞍馬寺。依初室日人。
五日六日損。
七日後以下。前。
八日後以下。前。依麻日不負食。
九日——後以下。前。七日御將日也。

十日一祈念以後出京不武為系賀也。

教、仍水、殊更乞旨許也。

十一日後祈念以下如例。

十二日卯刻、後祈念、七日依正忌、以前、沙汰也。

園寺時料、形、寺、報請申、時、其後系、二

系後、今日、神方、招請被、早、由、同和

須、由、也。

春日同錄 和契萬春和禱

神祇伯冥益

和契萬春和禱伊後在好和契在後伊代の春我手袋礼方忌當一也。

披讀以後教、滿解、或也、由家、後、依正忌日也。

十一日後以下如例、今日持祈、惟、為、入夜一、

十二日後以下如例、今日持祈、惟、為、入夜一、

十三日後以下如例、今日持祈、惟、為、入夜一、

十四日後以下如例。

十五日早旦、祈水、後、以下如例、七廿依忌日精進。

十六日後以下如例、今日同祈。

十七日旬後以下如例、依丙釋、不、今日祖父依、忌、

料理、草、序、也。

十八日後以下如例、在、四、五、六、日、後、事、也、見。

十九日後以下如例。

廿日後以下如例、系、鞍、寺、不、也、所、做、而、連、奇、御

會、始、也。

廿九日 後以下如例。系二系大園。昨日申令即矣。還即時
分也。申令云。為之。定。彼。作。每。月。廿。五。日。聖。廟。法。樂。和。音。
自。上。月。依。以。觸。七。百。老。派。草。一。刻。河。合。念。
卅日 後以下如例。法樂也。經丹。七。百。清書。

二月小

一日 旬 遙拜如例。
二日 後以下如例。三日 同前。
四日 後以下如例。予自今夕。臨神事。祈年祭也。行水。
五日 依齋中。遙拜。及夜。後以下如例。
六日 遙拜以下如例。
七日 遙拜以下如例。七日 長谷八福。見示。系。雖。齋。中。

振。賦。也。拜。也。後。解。并。也。拜。諸。社。後。情。如。見。不。殺。七。百。之。日。社。奉。

十日 遙拜 以後系二系。夜。朝。即。結。以。相。伴。七。夕。行。水。
十一日 旬 遙拜如例。解。并。以後。身。拜。諸。社。
十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 後以下如例。
十七日 後。肉。之。初。念。不。如。例。
十九日 後以下如例。廿九日。マ。子。同。前。

三月大

一日 遙拜如例。長谷八福。如。身。結。不。矣。長谷八福。意。意。
傍。僧。心。系。之。終。粉。別。同。頂。
二日 三日 四日 後以下如例。
五日 遙拜如例。如。身。長谷八福。如。身。是。傍。僧。心。後。身。之。身。

書是、不系於前相傳、其後、御即位、俄秘密、亦相傳、自
元維、尊元、於元、為相傳也、予覺悟、分大畧、又、予、

六日、七日、八日、九日、十日、後、以下、如例、

十一日、旬、遙拜、如例、

十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、後、以下、如例、

十八日、後、以下、如例、系、鞍馬寺、御、初尾、十、是、也、同、於、坊、

十九日、廿日、後、以下、如例、

廿一日、旬、遙拜、亦、如例、

廿二日、後、以下、如例、自、長、乃、許、十、給、云、來、亦、有、内、侍、不、

御、神、樂、被、行、忠、方、系、仕、事、也、後、

廿三日、後、以下、如例、志、方、系、仕、事、也、來、亦、有、母、方、祖、母、殿、九、

録、進、了、

水口柳

字、法、河、乃、其、此、録、也、是、也、予、予、に、波、有、寺、御、の、い、と、

樵路花

廿六日、後、以下、如例、之、夜、内、侍、有、臨、時、御、神、樂、見、也、

有、出、御、也、當、庭、前、有、一、盃、自、御、前、被、出、了、平、即、

後、不、能、入、袍、衣、禱、也、何、之、也、被、尋、り、了、可、為、當、日、

由、入、り、ア、ヤ、ノ、方、テ、有、一、盃、冷、麵、也、

四日五日六日七日 遙拜如例。

八日 遙拜如例。九日 予持節廣田社依御時日也。

九日十日 遙拜如例。今日出京。新泉口。可免受院。系。

相談有一盃。刻。歸。後。行水。解除。

十一日 遙拜如例。系。不。獲。院。度。自。免。受。院。被。了。子。細。入。

實。一。盃。次。向。上。系。院。以。系。二。系。後。惟。麻。中。依。為。事。系。

十二日十三日 遙拜如例。今日精進也。但。輕。置。臭味。云。西。本。

寺。時。料。送。

十四日 遙拜申別。以後解無。諸社。遙拜。以後。長谷。八。攝。安。妙。

見。社。系。指。

十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 遙拜如例。

廿一日 遙拜如例。系。何。總。鞅。新。水。明日。依。旬。是。

廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 遙拜如例。

廿七日 遙拜如例。今日。予。出。京。依。免。受。院。之。所。方。明。夜。我。家。

神。元。服。之。加。冠。系。可。廣。理。髮。友。等。相。系。系。重。而。役。人。如。狀。

之。所。依。之。院。重。之。由。系。系。賀。依。免。受。院。之。所。方。明。夜。我。家。

聚。院。御。言。侍。中。入。了。今。夜。是。聚。院。為。了。

廿八日 後。所。念。如。例。

廿九日 遙拜如例。

九月小

一日 旬。遙拜如例。

二日 早。且。賴。秀。來。依。日。出。京。如。氏。乃。卿。言。侍。之。禁。中。太。

小。院。依。入。所。世。日。解。釋。之。仍。自。今。朝。後。所。念。斗。也。

三日祈念如例

四日五日後祈念如例

六日祈念如例

七日八日九日十日

初九神主相長朱
夏正祭

十一日十二日十三日十四日十五日

十六日十七日後如例

十八日今日出京矣。林葉外。四里門下。以氏名所代官所拜

夏中入

十九日廿日後如例

廿一日後如例。自除夕行水。不違拜畧

廿二日廿三日廿四日亦音。廿六日後如例

廿七日廿八日後以下如例

○月一
丑三月廿九日

一日天晴可。早旦行水用。被心念。午刻以後。又後

諸社心念。後念珠。讀經。家中。祝念如例。系。北野社。樂

二進。肉侍所。御禮料。十。不。朝進

六日。自松尾社。勢。若。菜。之。合。進。垣。當。為。其。菜。長。日。人。史。持

上

二月小

十一日旬自。今日。遙拜。股。至。昨日。九。十。是。

十九日祈念。依。下。血。款。樂。不。違。拜。

廿日祈念。今。夕。行。水。

廿一日旬。遙拜。解。祈。以。後。廣。田。社。遙拜。其。外。祈念。依。不。違。之。

三月大

四月初念中時方、夕、慈愛院以招清、予行向、菱、舟、來、寄

賣、向、持、來、自今日食鷹、四、二、是、七、年、不、服、用、雖、然、為、苦、性、也

廿日、福、荷、祭、礼、今日午、地、口、勅、裁、事、申、也、也、

廿一日、旬、違、拜、如、例、今日、室、所、後、申、系、内、也、由、兼、車、殿、上、人

言、至、朝、后、申、康、以、貝、氏、朝、后、申、后、之、長、申、叙、諸、事、也

廿四日、初、念、昨、自、二、乘、後、因、火、智、輝、

四月大

一日、己、違、拜、依、初、月、畧、忌、殊、後、理、

七日、親、五、所、方、八、後、之、也、名、清、内、之、決、張、朝、也、源、二、酒、云

氏、入、以、敬、上、人、言、國、實、氏、亦、於、後、先、長、若、原、在、數、各、直、岳、馬、也

中、侍、馬、華、師、寺、三、高、在、也、借、用、早、也、青、侍、文、攝、并、新、之、節、雜、色、文、左、邊、門

尾、神、主、中、男、文、内、一、人、者、氏、以、借、後、人、主、之、人、不、恒、每、任、下、人、松、尾、神、主、福、荷

神、主、中、男、文、内、一、人、者、氏、以、借、後、人、主、之、人、不、恒、每、任、下、人、松、尾、神、主、福、荷

雜、色、女、人、少、者、文、神、馬、引、一、人、以、上、高、人、各、五、十、天、家、十、七、是

下、行、松、尾、人、主、文、之、文、下、行、之、還、押、之、後、一、献、良、出、既、也

時、今、自、祭、任、神、主、神、馬、色、法、朝、后、之、由、真、勅、定、之、也、今、

祝、后、后、後、也、申、庄、之、旨、無、河、登、山、秋、源、大、氏、經、之、也、人、也

系、上、之、予、步、刀、氏、約、以、借、用、之、也、借、也、一、惠、皆、具、同、也、福、荷

亦、敬、預、申、留、守、申、申、一、通、一、自、八、福、還、立、中、間、共、暮、飯、后

之、今日、以、皇、氏、朝、后、一、人、以、備、后、布、衣、者、所、叙、之、也、神、叙、借、後

侍、長、

侍、長、

侍、長、

侍、長、

十三日——自普勸寺杖口小波交奉札料。
廿六日——今日御系内御座日御系一献我家中御所法
御叙中侍持之、高座世首有、予一首咏進、谷可食、
サラニイマサマル時ト相坂、関モトサ、又御代、カニコキ

寄望恋

六月大

廿四日遙拜、今日予精進也。昨日和日真食、方今日御所入通
早持寺御八講、自今日始行。
廿九日遙拜、寺持寺御八講、後願、今日也。予為昨日、交御布
施、後透之、乱、今日也。中侍結布施、取系、仕束、帶也。
廿日——六月痛神、祇友、氏益、調進、十丈、下、行、一、者、宜、以、痛

十九日初念、昨日産釋、依行、初也。

八月大

廿三日遙拜、自今日御拜、出御、治、言、了、其次、亦、以、資、氏
朝、后、申、入、了、依、法、局、予、系、系。
廿五日遙拜、累、依、不、産、也。
廿七日遙拜、累、依、不、産、也。一、昨日、花、鳥、中、而、所、
一、昨日、遙、拜、以、後、中、
廿七日——行水、依、至、大、産、昨日也。

九月小

八日——
廿五日初念、二、系、後、依、同、大、也。

廿七日遙拜之後社系較多細細第之後又遙拜

十月大

九日遙拜水碓方社經始仍為丁字象諸中將月石
吳脚也

十八日——六次前、河法之、依正忌也。

昔——風呂張行、北又甲釋去入石自間、
產、所入、乙觸、是為又、能得、

十月小

七日——卯初尾——

一日

二日天晴遙拜以後象少稀社壘也 ニウリ

十三日遙拜、寅刺、也、六次後、依、悼也。

廿一日旬遙拜、系、御靈社、
為役送、象、

廿六日遙拜、飯尾大社、寺、給、使者、云、今、曉、方、邊、江、身、外、去、中、屋、因、由、
壁、內、門、也、自、今、隔、牆、為、別、門、而、者、亦、可、禱、也、答、其、時、節、
別、隔、之、志、可、為、各、別、已、移、時、刻、上、者、可、為、世、自、之、由、丁、午、

廿八日遙拜、飯尾大社、使者、使、申、之、略、問、答、相、遠、去、因、接、合、初、後、葉、

明使者一遠言者為治氣中入以數也別處別中牆之
其刻也之志或則一之也何行而不出入船令中牆之
明之沙法為治運之方清之何此以返事一可
亦領之者畏入

吉田返事

熊執中初抵之日分兵領之忽而即時至以進
然之不測也其後一向而通達之氣以別
備一隔為所其後一向而通達之氣以別
以奉治運行名雜用之不滿牆案之為於禱氣雖然去四指
南之上云一可彼者用此以返答

二月六

有遙拜... 行... 祭... 神... 事...

七日遙拜今日... 植... 裏... 白馬... 節... 令... 習... 礼... 內... 舟... 大... 船... 門... 內... 舟...
外舟中門中細言侍後中細言四過宰相中侍并 次將左

資氏朝臣右言國重治少朝臣

十七日初念昨日輕服依向火也

十八日初念... 自言前中侍方北向移在隔牆別門後之

仍中侍方病不

廿八日遙拜大御之友今日御系四所處因御系所供言至報
信資氏朝臣右言中侍方北向移在隔牆別門後之
御系... 資氏... 朝臣... 右言... 國重... 治少... 朝臣...
不兼... 若... 御... 系... 下... 役... 之... 度... 之... 言... 國... 重... 治... 少... 朝... 臣...
退... 出... 以... 後... 別... 退... 出... 御... 處... 及... 海... 邊... 御... 退... 出... 之... 人... 在... 以... 東... 亭... 也

504

三月小

三日祔中宮所供料。亂以後。及其所法。及之。復依。夫。及。

七日始。向。御。飯。御。酒。水。供。之。廟。鷄。一。羽。進。之。

六日。遙。拜。十。官。節。會。出。身。祀。見。初。祭。因。中。將。白。案。

初。下。於。氏。不。可。立。獻。

十日。旬。遙。拜。福。荷。神。主。親。為。來。地。口。勅。裁。事。中。將。持。系。

御。儀。前。事。假。座。儀。前。事。行。者。社。家。諸。色。仰。以。奉。加。可。成。中。

重。之。十。年。之。行。許。孔。向。之。交。何。名。以。身。如。河。鳥。御。若。力。能。進。之。

則。十。穀。重。之。付。之。中。將。珍。重。之。奉。田。委。以。氏。不。勅。裁。

奉。聞。則。勅。許。既。年。被。作。付。抄。紙。書。之。多。聖。退。出。後。注。

行。年。一。一。

尚

一日。遙。拜。三。神。事。札。內。侍。所。十。尺。進。之。

十七日。遙。拜。今。夜。二。重。儀。若。若。十二。才。御。元。服。而。定。經。十二。才。例。之。夜。有。

之。事。為。若。注。可。以。候。之。也。每日。被。作。系。也。衣。冠。上。落。也。下。禱。陽。

明。而。物。之。也。今。日。着。冠。中。御。門。中。御。衣。束。帶。陣。上。之。直。系。而。兩。也。

杖。持。公。卿。事。事。可。存。知。由。被。作。之。理。髮。頭。左。大。年。改。頭。而。後。後。上。

資。氏。朝。衣。雅。衣。之。三人。各。束。帶。也。後。通。賴。秀。冠。也。

廿七日。遙。拜。宮。御。方。清。水。寺。以下。御。系。中。將。系。中。將。去。

五月小

四日。遙。拜。氏。之。事。志。乘。寺。後。中。事。切。之。仍。禁。裏。元。親。王。所。

方。御。服。事。儀。合。事。中。之。以。日。易。月。勿。論。中。不。宜。之。方。至。要。

初。披。身。之。如。傍。危。傍。親。死。去。時。之。不。着。服。傍。危。死。去。時。傍。親。正。有。

朕之憂勿論也予免悟之相遠分中一之新之准良下令者朕
給之矣吾矣論也而吾民不以書狀示其

今日之朕好意之昭矣乎畏入之似彼朕假事之舊也
即代而少之何治又官御方之復宗之既時之及也何
上之之而少御朕之之法定之為心也入之由也

五月廿

忠宣

六月八

五日遂封自二條後各御之彼看社祭江所札之力令馬代
更被之御使石京也卷之方

七日遂封內宮而之於形沙治自今夕之神事

廿八日遂拜等持寺而八講結願為御布施取中將兼友宰相
車之御隨所雜色各一人呈持白張

七月大

在少院灌名傳授

一日辰旬遂拜花山院獲命御免服自之重取及之分以中將為右

刀平依執樂也中將同右刀也內之右者中將也

田主之右自花山方便兼四日樂始可兼之重也

四日遂拜花山院習札中將引向日錄如七夕御自豫菊牙

以下常悉相請中院一品許依指合不在余地下棟杖岑秋也

人不系事之二轍及之飲強樂之甚焉兵之右平樂平羅德

綠絨能長于一花二合中將一榻一折

七日一系也直衣太國修治中將衣冠平調下歲平

葛急 其列 立帝 系急 古年 樂急 殘 難 汪 殘 即 若 子 浪
歌 二 首 不 作 人

一 筆

而 可 作 中 院 一 位

花 山 院 紙 言 中 樂

兵 乃 子

言 國 朝 臣

望 長 朝 臣 重 治 朝 臣

最 如 凡

朝 臣 水 行 古 日

綠 秋 朝 臣

岸 於

直 秋 統 妹

一 筆 榮

二 條 前 宰相

季 繼

季 子 音

一 笛

俊 量 朝 臣

元 長

景 康 朝 臣

景 兼

大 神 系 俊

一 琵琶

親 王 御 方

四 邊 宰相 中 將

一 鞀 鼓

菱 秋

一 古 鞀

鞀 鼓

景 益

用 秋

打 樂 之後 不 見 乃 有 御 對 面

廿 四 日

遠 拜 系 地 系

西 院 壬 午 八 日 西 院 許 甚

自 八 日 系 二 系

後 中 池 御 涼 之 乃 太 周 北 政 所 以 下 出 坐 及 大 飲 乃 不 系

廿 五 日 遠 拜 系 西 院 所 西 院 地 藏

廿 九 日 一 之 繞 寅 刻 作 之 小 溫 之 入 針 貫 二 重 用 之 同 付

退 出 之 乃 向 戶 攝

壬七月小

皇子御誕生

七日遙拜昨夜皇子御誕生。仍系。内。上。御。所。以。兵。部。卿。卜。入。中。侍。今。朝。去。退。出。以。前。申。入。之。皇。御。產。所。在。山。寺。中。入。則。不。山。門。外。出。見。系。道。御。方。先。之。又。不。及。其。候。而。耳。高。寺。箱。身。之。如。可。進。之。中。中。乃。是。忘。一。始。之。中。中。乃。是。寄。持。系。一。

十二日遙拜飛馬升亭。有大產程。遙拜。可。野。野。之。如。夫人念致。

大尾吉文

十九日遙拜。夕。風。由。入。夜。亥。刻。大。尾。齋。屋。以下。可。吹。損。心。小。路。西。堀。出。之。某。師。坐。屋。上。中。侍。方。在。上。口。吹。入。一。為。而。可。破。損。之。信。白。水。次。分。之。

廿日遙拜。稻。荷。二。階。社。御。儀。所。顛。倒。昨夜風故。中。上。兩。

十二日。編。荷。中。御。言。是。中。社。言。石。倉。顛。倒。仍。上。御。社。一。在。

移。云。一。

廿四日遙拜。系。地。菰。稻。荷。中。神。主。來。勾。當。因。侍。奉。書。到。來。依。五。作。不。具。稗。御。拜。御。代。官。事。

八月大

二日。御。代。官。自。今。日。御。代。官。重。一。

廿日遙拜。之後。自。西。菰。御。代。官。御。拜。事。被。作。之。有。別。勤。仕。昨。日。之。禁。中。依。大。答。拜。也。

九月小

七日。自。今。夜。行。水。齋。後。也。

八日遙拜。先。五。神。之。八。神。殿。以下。次。又。被。廣。田。以下。諸。社。又。被。齋。齋。者。也。

九日遙拜 日前八神殿御供 未飯 御酒不供

廿七日遙拜 有御供儀系 内下安子丁卯

廿九日遙拜 之後自今朝御代官之御拜奉被御出勤仕

十月文

八日遙拜 御代官官 出御 御被御出 既言 今日御供儀系内丁卯

廿七日寅刻 遙拜 之後系内親王御方為御具也言國親官元長朝臣乘馬 至四辻宰相御輿也辰上刻候見般舟也言之御燒香以後大通院御息言國親官與人分り有之不通院先一献有之其後晴以後渡御般舟之味吃則佳生禱式院至後之儀元七八人可作人

中環 御代官 言國親官 岸秋 卷之七 直舫

一 畢榮

後小路中納言入道 但黒衣之身也 安倍季継

一 笛

方俊朝臣 元長朝臣 景弟 景益

一 琵琶

式呂親王 菊牙 園前中納言

一 公筆

親王御方 御所作 四辻宰相中將 中一 吉敷

一 羯鼓

一 盤法調

採桑老 兵衛子 藤合布 同之帖 同四帖 中一

同立怡 破急 青海波 竹林樂

殘樂急

中院 不林 方後

青海波

無方口 季後

元長朝長 二十

酉寅刻已還即又即共相明兵士不稿荷社司不進之氣

林畫則退也

十二月大

四日遙拜自今日即撤法中即代官即拜奉被作日勤
傳

五日即代官遙拜之後辰一急急內不氏忍与着裝皮扁
仕也直衣同指貫中將冠冠回急

文明十五

正月

十日遙拜——禁裏——侍奉書到來即風氣自明日
即拜即代官事也

廿一日遙拜先即代官次和遙拜解命以後身拜誌社

二月小

八日遙拜即代官汝身勤仕氣自先是即何法中而矣急
不彼作少之由句由內侍身書到來仍自今日更

十八日遙拜本願寺小僧來時暇夜四時分大紙之微即印馬

切給云

三月大 癸巳

八日遙拜元長朝長宿可釋 林中丙釋之仍自印代

官印拜事。氏名被作出。系圖白皮。雁鳥。司後。去月日。御拜任。中將。同系。

廿日祈念。二条後。夜。御覽。中御門。中納言。長朝。長清。之。後。御連。奇。面。ハ。リ。御奇。各。一。首。類。後。也。如。例。

枝。の。多。い。松。の。中。に。せ。と。十。久。王。此。若。と。地。の。上。友。浪。の。所。廿一日祈念。依。輕。殿。同。火。也。

四月大

七日遙拜。自。今日。扁。新。依。神。祇。祭。也。

五月小

七日遙拜。中將。来。之。昨日。自。少。卿。杖。系。因。建。堂。次。中。官。之。御。孫。持。見。掃。除。事。可。沙。汰。之。以。長。初。以。内。之。可。奉。聞。之。也。

事。ハ。高。橋。新。式。神。祇。祭。之。類。也。後。の。奉。聞。之。楚。忽。候。不。可。也。

十七日遙拜。中將。依。生。日。祝。方。之。

六月大

一日壬戌。

十四日遙拜。同。祭。也。御。沙。汰。之。

廿四日。一。等。持。寺。御。八。講。結。願。日。為。御。布。施。取。中。將。系。仕。地。身。難。也。各。一。人。仕。丁。人。持。笠。

七月小

廿二日遙拜。系。二。條。後。細。川。九。郎。使。行。吉。舟。云。昨日。不。之。間。既。人。ヲ。沙。汰。也。一。七。時。分。事。也。視。入。テ。取。也。得。限。事。如何。申。云。世。々。日。之。事。悼。之。又。同。使。工。キ。ヨ。シ。来。自。門。不。出。然。亦。地。ヲ。以。之。

出づる不可得也又年カケテ被_レ汝法者何ケルカ 卷門築地
クシテ依出禪院不可相替世ケ日也被_レ汝法者モ 世ケ日ノ外
不可有_レ由申

世ケ日_レ出仕不可_レ叶_レ由申

廿二日_レ送持_レ自室_レ所_レ及_レ御尋 折致_レ奉 七月_レ内_レ子_レ月_レ者_レ死

去_レ親_レ其_レ別_レ面_レも_レ云_レん_レ 何_レ人_レノ_レ身_レ子_レ成_レら_レ不_レ苦_レ亦_レ無_レ細_レ況
の_レ有_レ御_レ也

七月_レ廿_レ日

大和孫_レ所_レ 改宗_レ判

御_レ度

七_レ第_レ一_レ内_レの子_レ死_レ去_レ 身_レ親_レ 不可_レ有_レ股_レ無_レ禪_レが_レら_レう_レハ
不可_レ有_レ也 以_レ負_レ益

就_レ御_レ事_レ 不_レ御_レ事_レ 切_レ以_レ前_レ退_レ出_レ 社_レ系_レ亦_レ如_レ何_レ 早_レ退_レ出_レ 不可_レ苦_レ也
返_レ差

十七日_レ送_レ拜_レ一_レ細_レ川_レ右_レ馬_レ江_レ尋_レ之_レ室_レ御_レ度_レ御_レ茶_レ此_レ可_レ被_レ送_レ道_レ日_レ云

宮_レ何_レケ_レ日_レ斗_レカ_レ若_レが_レ御_レ共_レ亦_レ野_レ送_レ一_レ夜_レ也_レ也

十八日_レ送_レ持_レ右_レ又_レ尋_レ之_レ御_レ共_レ有_レ外_レ人_レの_レ進_レ一_レ向_レ 世_レケ_レ日_レ分_レ首_レ也

而_レ其_レ共_レ侍_レ者_レ何_レケ_レ日_レ不_レ入_レ御_レ門_レ内_レ又_レ御_レ茶_レ此_レ不_レ入_レ門_レ内

同_レ道_レ仁_レ一_レ宿_レ也_レ中_レ一_レ又_レ同_レ世_レ重_レ服_レ人_レ同_レ象_レ軍_レ何_レケ_レ日_レ隔_レ也

可_レ多_レ亦_レ不_レ始_レ神_レ事_レ 前_レ日_レ宿_レ他_レ不_レ始_レ神_レ事_レ 不可_レ有_レ也_レ也

廿日_レ一_レ自_レ東_レ山_レ夜_レ被_レ尋_レ下_レ 御_レ使_レト_レケ_レ也

夫_レま_レら_レし_レ世_レケ_レ日_レの_レち_レ十日_レ也_レ 毎_レの_レ月_レと_レ社_レの_レ以_レう_レん_レ也_レ也_レ
う_レら_レし_レを_レし_レさ_レの_レん_レう_レ 十日_レ以_レ後_レ出_レん_レん_レ也_レ也_レ

しんぶん

しんぶん

十月小

三日祈念明日の昔を前定殿修同火也。

五日福祿中神主目代木及許内事。了。

十日——向形鳥井垣見判官。自能。有使。了。

調款。多子。納。中。被。中。色。給。料。紙。言。檀。香。十。枝。中。同。

檀。香。以。二。枝。墨。之。柳。苺。之。工。紙。捲。二。物。了。

十四日——夏。聖。御。新。御。老。敷。之。箱。

十五日——亥。子。祝。忌。如。例。慶。重。之。武。分。中。出。之。祝。忌。

廿二日——自。室。町。殿。出。身。進。果。御。使。御。形。馬。守。了。

九十月のうちに、と申す。そのうち、御社乃は、今も、此也。此也。

九十月のうちに、と申す。そのうち、御社乃は、今も、此也。此也。

廿七日遙拜。亥。子。祝。忌。如。例。未。引。了。武。殿。主。了。

祝。着。了。

十一月

四日遙拜。林。重。在。御。和。漢。為。役。送。中。侍。了。

七日——自。此。夜。齋。了。

文明十一年甲辰

正月大 己丑

三日送拜以後北野社御靈下、多借與也、掃淨以後家中
沈着如例

二月小

二日送拜、蘇子升作長、觀音懺法之、不可來、堂雖被中、
依正忌日、石初向、瓦、中將、水、初、向、之、。
四日、自、今、日、禱、祈、之、。

三月小

五日送拜、耳、初、向、之、。

郭内棟各別、左、前、產、禪、之、。
七日以後、多、禪、迴、之、。
不、之、苦、之、。

二月廿日

親長

白川友

明後七日御會當月山科之系^{此云}親長^此

中後御事關御方御系之御。部内雖為棟各外

門一門者只日示之産七ケ日之後若他可被隔一病御系

内可科此後也

二月廿日

賀直

是夜中

明後日七日御會役送事賀直長之御知也中

六日遥拜昨日委細手紙收入。隔一病之御系

明兩御系内。子候之御隔一病之御系。兩御人

系。乃其九^{此云}十一。子候之御隔一病之御系。

丙禰人系内以不及被隔一病之系。中後也。此後縁之

二月廿日

賀直

十日故五系為親死去之後。今五條文治丸。子過長直妻之為

子之由波実母之定之。一向情也。當年正月死去。中後進一。波

実母之為命。妻之子。中合契約之上志。亦可着腹。小石之

中後身作出。入見系。如也。事。可着腹。小石之。忠富

故五條為親死去之後。今五條文治丸。子過長直妻之為。波

実母之契約。亦可着腹。事。彼子長直為子。送亦可相

續。分。名。可着腹。為親送。相續。分。名。於実母。之後

賀直

十四日遥拜

49/2 KNW

廿八日 禮拜一 卯時 候丁卯
廿九日 卯時 候丁卯

有古卷以系系為國圖書館本一校

丁卯

